

(案)
仕 様 書

1 業務名

令和6年度女性が輝くエンパワメントセミナー事業委託業務

2 目的

多様性と活力に富んだ社会を実現するためには、性別にかかわらず誰もが平等に尊重され、自らの存在に誇りを持ち、心豊かな人生を送ることができる社会づくりが必要である。

本事業は、女性が自分らしいライフスタイルを見つけ、自己肯定感やモチベーションを高め、自らの可能性を見だし、それぞれが望むかたちで家庭や地域、働く場等での社会参画を促進するものである。

3 委託業務の実施期間

契約の日から令和7年2月28日まで

4 委託業務内容

(1) 「再就職・起業支援セミナー」の開催

- ① 対象者 一定のキャリアを有するが、家族の転勤・出産（育休中・育休予定含む）、子育て等でキャリアの中断を余儀なくされたなどの女性
- ② 定員 30名程度
- ③ 開催回数 5回以上の連続講座
- ④ 開催時期 令和6年8月～10月の間の概ね3ヶ月間
- ⑤ 開催方法 対面とオンラインの併用
- ⑥ 内容 ICTを活用し、就労場所や就業時間にとらわれず女性が能力を発揮し、キャリアを形成できる働き方を通じた社会参画の促進を目的とする。

企業側、求職者側のニーズを踏まえ、必要な知識・スキルが習得でき、経営者やロールモデルとの交流などを通して、受講者の意欲と能力を高めるものとなっていること。

キャリアブランクへの不安が解消され、仕事復帰後も子育てやそれぞれの生き方と両立しながらキャリアを充実させていくための考え方や管理職を視野に入れたキャリアデザイン等、受講者の意欲と能力を高める内容となっていること。

受講者の質問対応や個別相談対応など、受講者へのサポートを十分に行うこと。

- ⑦ 託児 受講者は大分県消費生活・男女共同参画プラザで実施している無料託児サービス（定員あり）が利用可能であることを周知すること。

（対象年齢：1歳以上の未就学児童、利用可能時間：9：30～16：30）

アイネス託児の定員を超える申込があった場合、または乳幼児（生後6か月以上1歳未満）の託児対応がある場合、受講会場に託児環

(案)

境を確保すること。

託児会場使用料は受託者の負担とする。大分県消費生活・男女共同参画プラザの託児室を利用する場合、会場使用料は発生しない。ただし、その場合は県が託児サポーターの手配を行うため、利用日程等について、早めに県に相談し調整すること。

安全面に細心の注意を払い、乳幼児1名に対し1名が対応すること。子どもたちを保育するため、安全に業務を履行している適正な有資格者等を配置し、保険の加入等、安全対策の確立ができる体制を整えること。

(2) 「育休復帰支援・両立支援セミナー」の開催

- ① 対象者 ア. 現在産前産後休暇、育児休業を取得中、またはこれから取得予定で、会社への復帰を予定している者
 イ. 産前産後休暇および育児休業期間を経て職場へ復帰した者、またこれから復帰予定の者
 なお、どちらも参加者の性別は問わない。
- ② 定員 1回あたり25名程度
- ③ 開催回数 3回以上（各対象者別、または合同でも可）
- ④ 開催時期 令和6年11月～令和7年1月の概ね3か月
- ⑤ 開催方法 オンライン
- ⑥ 内容 ア. 育休復帰支援
 出産、子育て等によるブランク、仕事との両立に対する不安や悩みを解消するもので、経験者との交流等も取り入れ、身近で実現可能な内容となっていること。
 イ. 両立支援
 復職後に必要な知識やスキルについて即実践できるもので、今後のキャリア形成への意欲向上につながる内容となっていること。また、今抱えている悩みを相談する機会等を設けること。

以下、上記セミナーの共通事項

(3) 本業務のターゲット等の設定、見直しの提案

- ア. 本業務におけるターゲットの考え方は以下に示すとおりとする。

「再就職・起業支援セミナー」

家族の転勤や自身の出産・子育て等でキャリアを中断したが、再就職や起業を検討している女性（20代～50代）

「育休復帰支援・両立支援セミナー」

産前産後休暇および育児休業を経て職場へ復帰を希望する者、既に復帰した者（概ね復職して3年以内）に加え、将来上記の休暇を取得する予定の者等

- イ. 本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は下記表に示すとおりとする。

「再就職・起業支援セミナー」

- ・新しい知識・スキルを習得することで、選択肢を広げること
- ・様々な選択肢があり、望む働き方ができることを知ること

(案)

- ・現在のライフスタイル、価値観を見つめ直し、今後自分がどのような働き方をしたいかを理解し、実現しようとする事

「育休復帰支援・両立支援セミナー」

- ・家事・子育てと仕事との両立のイメージが湧き、復職に向けての不安が和らぎ、気持ちが前向きになる事
- ・家事・子育てと仕事との両立のための具体的な解決策を見つけ、就業の継続や今後のキャリア形成への意欲が湧く事

- ウ. ターゲットに対して事業を実施するにあたり、想定とは異なる年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するためにより効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて協議するものとする。

(案)

(4) 目標の設定

- ・本業務の目標項目、目標値は以下のとおりであるが、本業務の目的を達成するうえで、より最適な目標項目等があれば提案すること。

(目標項目等)

目標項目	セミナー受講者数	アンケートにおけるセミナーの満足度
目標値	「再就職・起業支援」 30名程度/定員30名程度 「育休復帰・両立支援」 25名程度/回	「とても良かった」「良かった」の 回答率90%/回

- ・目標達成の進捗については、事前に計画書を作成すること。作成にあたっては、進捗に遅れが生じた場合の対策も含めて記載する。
- ・目標達成の進捗については、定期的に報告すること。報告の頻度については、事業者と県とで協議の上決定する。
- ・設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。
- ・目標を達成するために行った取組についても、実績報告書での報告をすること。

(5) 開催場所

大分市（民間、公営施設含む）。会場使用料は、受託者の負担とする。なお、会場として大分県消費生活・男女共同参画プラザの会議室（大分市東春日町1-1）を使用する場合は、会場使用料は発生しない。ただし、その場合は県が会場の手配を行うため、利用日程等について、早めに県に相談すること。日程及び会場については、受託者と県で別途調整のうえ最終決定する。

(6) 開催期間

事前の県との協議や広報、参加者募集にかかる時間を十分に考慮し、開催日を決定すること。

「再就職・起業支援セミナー」については、概ね3か月の間に1コース（1回の講座につき2時間～2時間半程度）を目安に実施すること。

(7) 受講料 講座の受講料は無料とする。

(8) 広報、受講生の募集、申込み受付

チラシ、ポスター、フリーペーパー、SNS等効果的なものとし、一定の期間周知を行い、多くの方の参加を促すこと。

応募者が対象者に該当するかどうか、必要な情報が十分に記載された応募書類等により選考を行い、県と協議のうえで参加者を決定し、その結果を応募者に通知する。

(9) 受講生の名簿管理

入手した個人情報、本事業の目的以外に使用しないこと。

(10) 受講生の受講状況把握、フォローアップ

子育て等の事情により、急遽講座に参加できなくなった受講生に対して資料の送付や、後日動画視聴等のフォローアップを行い、継続できるように支援する。

(案)

また、講座実施期間中から各受講者への実践的な助言及び支援を行い、効果的な講座となるよう努めること。

(1 1) 講座に必要な資料の作成、手配

進行要領については事前協議を行ったうえ、その他資料（投影スライド、参加者名簿、アンケート様式等）とともに、開催の5日前までに担当者へ共有すること。期日までの提出が困難な場合は判明した時点で連絡すること。また、資料の内容に変更があった場合は直ちに共有すること。

(1 2) 機器の利用

講座で受講生に PC 等の機器を使用させる場合、機器は受託者が用意するものとする。その他、ネット環境の整備、準備及び片付けは使用日当日に受託者が行う。

(1 3) 受講生アンケートの実施、集計

効果測定のため、講座参加者に対してアンケート調査を実施する。調査対象者へあらかじめ周知し協力について承諾を得、アンケート結果は県に提出する。

(1 4) 実施報告書の作成

講座実施状況写真、受講者の支援状況、講座受講による効果等についてまとめた報告書を作成し県に提出する。

(1 5) その他講座等運営に関する一切

業務の遂行に関しては、委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うとともに、事業の進捗を管理し、取組状況等県の求めに応じて報告する。

5 その他業務実施上の条件

(1) 関係法令の順守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。